

# 経営コンサルタント「改善」論と戦争 - 有事体制問題（5）

—安藤弥—「日本の科学的工場管理」の戦時経営思想史—

裴 富吉

The Japanese Scientific Way of Guiding Management Improvement in Wartime Regulations ; ANDO Yaichi and the History of Management Thought on the Japan's Factory Management (5)

BAE Boo - Gil

## 第1部 経営改善の理論史的考察

—生産能率の向上問題—

### 第1章 科学的工場管理の実践

### 第2章 戦時期における工場改善論

### 第3章 『新鮮な経営』昭和42年

—戦後期代表作の検討—

## 第2部 経営改善の思想史的考察

—経営改善論の指導原理をめぐる批判的考察；日本精神論を中心に—

### 第4章 日本精神論の起源

### 第5章 いま、なにが問題か

### 第6章 有事関連法〔など〕と天皇・天皇制問題

### 第7章 日本12歳，アメリカ45歳 エクソダス 【以上，前号まで】

### 第8章 属国からの脱出 【以下，本号】

1) アメリカの国益，日本の立場

2) アメリカの属国：日本

3) アメリカ覇権主義の特徴

## 結 章 問題のありか

—戦争と学問：有事法制と社会科学—

① 「過去の教訓」

② 「現在の課題，思想的問題」

③ 「現在の課題，理論的任務」

④ 「憲法第9条を否定した有事法制」

⑤ 「住基ネットと有事体制」

⑥ 「論争の意義」

お断わり：本稿は、中央学院大学社会システム研究所『紀要』第8巻第2号、2008年3月に掲載された論文を、PDF文書形式にととのえ公表したものである。本稿の引用に当たっては、同上雑誌〔の頁〕に依拠することを願います。

## 第2部 経営改善の思想史的考察【承前】

### 第8章 属国からの脱出

三浦俊章『ブッシュのアメリカ』(岩波書店, 2003年7月)は, 2001年「9・11以後のアメリカの方が, 民主主義としてはしっかり機能している面があると思った」のに対し, 2001年4月に「小泉純一郎が誕生してからの日本は, 田中真紀子外相問題から首相の訪朝をきっかけに北朝鮮が責任を認めた拉致問題に至るまで, 世論の反応の振幅があまりにも大きく, 時には日本社会が一種のヒステリーに包まれているように思えた」と, 昨今日本の社会情勢を憂えている<sup>1)</sup>。

小泉政権以後の日本社会はたしかに, さきに引照した半藤一利が「戦前における満州事変以後の日本社会」に対して指摘したのと似た推移を, もう一度たどっているかのようでもある。1930年代日本帝国主義の再来が識者によって指摘されるのも, ゆえなきことではない。とはいっても, 両時期のあいだには〈ひとつの明確な相違〉がある。それは, かつてアメリカを敵にして戦った日本が, いまでは, そのアメリカを一生懸命支援する国になった点にみいだせる。

前田哲男『有事法制—何がめざされているか—』(岩波書店, 2002年)は, その点を, 「有事法制=米軍特例法の本質を国民の目から隠し, “備えあれば憂いなし”の領域に閉じ込めるという政府の対応は, 逆に, その存在と必要性の大きさを明らかにしたといえる。……有事法制とは自衛隊特例法という看板を掲げた実質的な米軍支援法, 海外派兵準備法である」と説明した

有事関連3法は, 日本が武力攻撃をうけた事態=日本有事における「主権国家の責務・国民の安全」のために制定されたのではない。「集团的自衛権・海外派兵・国内基盤づくり」の三位一体からなる“日米同盟下の軍事的要請”にこそ, 真の実像がある。“主権国家の責務”であるより, “アメリカ追随”の深化という面のほうが強いのである。「有事法制が憲法違反であることは言を待たない」<sup>2)</sup>。

a) 「Bush's puppy」 第2次世界大戦後の日本人は, 「大局志向」「複眼志向」どころが, 日米同盟しか目に入らない極端な「足元志向」のリアリズムに陥っている。「足元志向」のリアリズムが強ければ強いほど, 日本はアメリカの属国, ポチとならざるを得ないのである。「足元志向」のリアリズムは原理的に, その行き着くところは「長いものには巻かれろ」という「奴隷のリアリズム」になるからである。日本人に「足元志向」のリアリズムがあるかぎり, 戦略家は生まれようがないのである<sup>3)</sup>。

b) 「有事法制の議論」 [日本] 政府はあからさまに, 「有事法制」について真実の姿を示すことや, 正面からの議論を避けている。姑息なのである。日本の安全保障, まさに, 「一朝, 事有る」ときに日本はどのような対応をとっていくのか。そうした安全保障の全体像を議論することなく, そしてその議論にもとづいて日本の安全保障全体を

---

1) 三浦俊章『ブッシュのアメリカ』岩波書店, 2003年, 206頁。

2) 前田哲男『有事法制—何がめざされているか—』岩波書店, 2002年, 25頁, 46頁, 53頁。

3) 中山 治『日本人の壁』洋泉社, 2004年, 197頁。

包括する基本的な法制を作ることもなく、過去に秘密におこなった研究の蓄積のあるところや、法制化や国会審議が比較的容易なところから、「有事法制」を作っていたのではないか<sup>4)</sup>。

c) 「有事法制の本質」 「有事法制」のもつひとつの根本的な性格〔は〕……まずもって国家機能の中枢を守ること、それは他の国の有事法制においても絶対のものである。……「有事法制」を認めるということは、結果として有事の場合に人間の命の不平等を認めることになる、ということ忘れてはならない。

軍の根本は、指揮命令が貫徹されることにある。その場合、最後まで命を保障されなければならないのは指揮官であり、兵ではない。指揮官の命と兵の命は等価値ではない。軍はそのような命の値段づけが大前提とされている組織なのである。有事というのは、国家の体系に軍事体系が組み込まれてゆく部分ができるということでもある<sup>5)</sup>。

### 1) アメリカの国益，日本の立場

関岡英之『拒否できない日本－アメリカの日本改造が進んでいる－』（文藝春秋，2004年）は、アメリカとの軍事同盟にかぎらず日本社会全体において、「すでに膏肓に入りつつある」「わたしたちの病」が「自覚症状の無いまま秘かに進行していく」深刻な歴史的事態を、こう結論している。

アメリカがこれまで日本にしてきたことは、一貫してアメリカ自身の国益の追求、すなわちアメリカの選挙民や圧力団体にとっての利益の拡大、ということに尽きる。そのことじたいに文句をいっていてもはじまらない。自国の納税者の利益を最大化するために知恵を絞るのは、その国の政府の当然の責務である。アメリカ政府は当たりまえのことをしているにすぎない。

問題は、アメリカの要求にしたがってきた結果どうなったのか、自国の国益に照らしてその利害得失をきちんと検証する制度が日本にないことである。そして、それ以上に問題なのは、もし日本人にはアメリカの要求にしたがう以外に選択肢がないならば、なぜそのような構造になっているのか、という点である。日本国民全体がその構造に向きあわざるをえない時期が、いままさに、到来しているのではないか<sup>6)</sup>。

a) 日本国外務省の元大使だった宮本信生の『テロと米国の暴走 徳と盾』（グラフ社，2003年）は、こう主張する。

長期的に安定した友好関係は、戦略的均衡の上にも、構築可能である。その前提は、日米同盟関係の強化である。しかし、独善的にして恣意的な一国行動主義、特に正当性のない先制攻撃に盲従することは、政治的「徳」の視点より回避し、逆に、政治的「徳」の外交において最も困難な、同盟国に対する「直言」に向かうべきである<sup>7)</sup>。

b) 2003年8月29日（金曜日）、現役の駐レバノン特命全権大使天木直人が解任された。

---

4) 小池政行『戦争と有事法制』講談社，2004年，212頁。

5) 同書，108頁。

6) 関岡英之『拒否できない日本－アメリカの日本改造が進んでいる－』文藝春秋，2004年，223-224頁。

7) 宮本信生『テロと米国の暴走 徳と盾』グラフ社，2003年，207頁。

天木直人『さらば外務省－私は小泉首相と売国官僚を許さない－』（講談社，2003年10月8日初版）は，2003年3月20日，「国際社会を無視して一方的にイラク攻撃に踏みきったアメリカを，胸を張って真っ先に支持した」「日本」を，つぎのように強烈に批判した。

世界の多くの識者がその決断の稚拙さに眉をひそめるブッシュ大統領に擦り寄って，米国の庇護さえあれば首相の座は安泰と言わんばかりの態度をとり続ける小泉首相。その浅薄，冷血な表情を見ると，私は怒りを抑えることができない。

私のまわりのレバノン人は1人の例外もなく，「驚いた」「失望した」「悲しかった」「何かの間違いではないか」とその落胆ぶりを口にした。地道に友好関係を育ててきたわが国の対アラブ外交は，小泉首相の決断によって，一瞬のうちに突き崩されたのである<sup>8)</sup>。

c) 鄭 暎恵『〈民が代〉斉唱－アイデンティティ・国民国家・ジェンダー』（岩波書店，2003年）も，一方では東アジア諸国の反撥を買うだけの靖国参拝を繰り返し，他方ではアメリカ追随一辺倒しかできない小泉純一郎に対して，つぎのような「日本国批判」を披露している。

近代国民国家とナショナル・アイデンティティ，そして，それらを積み上げたところに構築される帝国が，倒壊し始める軋み音がますます大きくなっている。国民に反米感情をもたせないことを党是としてきた与党による一党独裁の下，好むと好まざるとにかかわらず，アメリカ合州国を崇拝することを教え込まれて育った日本社会の一員にとって，あまりにも愚かな実態を露呈させた帝国の意図を見るのは，悲しみすら覚える。そして，わずか57年前まで鬼畜米英とのしり，国民に命を惜しまず戦うように命じたかつての敵に対し，今度は一転して命を賭けて服従する道を選ばさせる衛星国の民は，なお悲しい。（太平洋戦争の戦没者たちが，もし，現在のアメリカ追随の日本を見たら，自分たちがいったい何のために命を落としたのかわからなくなるに違いない。死者を冒涇しているのはいったい誰なのだろうか。）世界第2位の経済大国と称されるのも，単に，アメリカ帝国の選挙権をもたない51番目の州となり，どこに向かおうとも自決権を有しないコバンザメになったからこそである。いや，方向性を自分で決定するコストを免れたからこそ，ただ「前進」することにエネルギーを集中できた結果，高度経済成長を成し遂げたのか。いずれにせよ，このままでは地獄への道連れにされることがわかっていても，共依存関係から抜け出せずにいる哀れな日本よ。それでもなお，超大国／帝国に追随することを外交の最大原則にしていくつもりなのか。愚かである。なぜ，自分で状況判断をし，パートナーと方向性を選択しないのだろうか。今からでも遅くはない<sup>9)</sup>。

## 2) アメリカの属国：日本

---

8) 天木直人『さらば外務省－私は小泉首相と売国官僚を許さない－』講談社，2003年，41頁，31頁，45頁。

9) 鄭 暎恵『〈民が代〉斉唱－アイデンティティ・国民国家・ジェンダー』岩波書店，2003年，292-293頁。

さて、パロディストのマッド・アマノは、2004年7月11日投票日の参議院選挙用に「自民党ホームページ〔公式サイト〕」が用意し、7月6日配達の新新聞朝刊に折りこまれて配布された「ビラ〔参議院選挙・自由民主党届出ビラ②号〕」にも書かれた「自民党CM」の「<sup>キャッチコピー</sup>謳い標語」

「この国を想い、この国を創る」を<sup>10)</sup>

「あの米国を想い、この属国を創る」ともじり、  
小泉純一郎首相の氏名も「小泉鈍一郎」と書きかえていた<sup>11)</sup>。

2004年6月23日以降、アマノのその〈パロディのページ〉にリンクを張っていたのが、参議院選挙比例区に立候補した「みどりの会議」中村敦夫代表委員のホームページ〔公式サイト〕である<sup>12)</sup>。

2004年6月28日、自民党幹事長安倍晋三は中村候補とアマノに文書〔通告書〕を送り、マッド・アマノのパロディが「事実と反する」などと抗議し、該当ページの削除を要求した。安倍幹事長は、中村候補が契約するプロバイダーにも同じ文書を送った。その理由はつぎのものであった。

- イ) パロディーを自民党は承諾していない、
- ロ) 事実と反し、自民党の評価を低下させる、
- ハ) 小泉総裁と党の名誉を棄損した。

しかし、中村候補は7月1日、削除要求を拒否し、逆に安倍幹事長に公開質問状を送った。中村候補とアマノは記者会見もおこない、「言論表現の自由はなによりも尊重されるべきだ」と反論した。

同時に公開質問状も送り、

- ニ) パロディーを政治批評としての表現分野と理解しているか、
- ホ) 「事実と反する」という証拠はあるか、

などを尋ねた。

アマノは、「政治的な言動に制約をくわえるような動きがあり、表現の自由が狭められている」と批判した。

以上の出来事を、立教大学の服部孝章教授（メディア法）はこう論評した。

マッド・アマノの作品が、名誉棄損に当たるとはまったく思えない。歴史的にみても言論弾圧は、こうした単なる言葉狩りからはじまる。パロディーを許さない社会は、表現の自由を窒息死させかねない。自民党は先日、同党の政策に批判的な学者を出演させた一部の民放番組を「政治的公平・公正を強く疑わせる」と批判した。一連の動きは、ここにきて支持率が下がりはじめていることへの危機感の表われなのかもしれないが、この程度でも自民党への批判を許さないという脅しをかけるような態度は、あまりにも傲慢である<sup>13)</sup>。

---

10) <http://www.jimin.jp/> 参照。2004年7月5日検索。

11) <http://www.parody-times.com/> 参照。2004年7月5日検索。

12) <http://www.monjiro.org/> 2004年7月5日検索。

13) <http://www.mainichi-msn.co.jp/seiji/seitou/news/20040702k0000m040070000c.html> 参照。2004年7月5日検索。

マッド・アマノの作品は、21世紀に登場した小泉政権の政治的行動に対して、核心を突く批判を与えた。だからだろう、パロディ作家のその作品とこれに引用を張った政党「みどりの会議」に対して、自民党は「平衡感覚：理性をうしなつた」ような対応をしめした。政権党の「自由民主党」がみずから、「言論・表現の自由」を弁えぬ似非民主的な公党であることを暴露したのである。

筆者にいわせれば、アマノのパロディに練りだした自民党の恫喝的な反論は、「論理的にもきわめて稚拙なもの」である。

◎「パロディーを自民党は承諾していない」との指摘は、話にもならないものである。パロディ作家がその相手にいちいち承をえていたら、どだい創作活動などできない。「自民党は承諾していない」との文句は、うけとめかたによっては「言論圧殺を狙った脅迫行為」の言辞を意味する。

◎「事実を反し、自民党の評価を低下させる」との反撥は、自民党の価値観・世界観しか認めない、いわば党利党略以外に関心のない「政治屋の権柄づくの難癖」である。政党間では年中行事的に、たがいに相手の党の「評価を低下させる」議論が応酬されているではないか。

たとえばNHKは、ほとんど毎週、日曜日午前9時からの放送時間帯に「政治討論会」の番組を組み、テレビとラジオで同時に放送しているが、今回における〈自民党の抗議〉に倣えば、そのなかで野党（与党）が自民党（各野党）に放つ討論の内容〔批判・非難・攻撃〕に向かっていちいち、「承諾していない、事実を反し自民党の評価を低下させる、自民党総裁と党の名誉を棄損した」などとはいわない。要は、議論をさらに交わし、反論・批判しあえばそれでひとまず済むことであり、リセット・ボタンを押したことになる。

◎「小泉総裁と党の名誉を棄損した」という批判にいたっては、毀誉褒貶は人のつねであり、ましてや、選挙向けに公表した〈一国の宰相〉の〈標語：CM〉「<sup>キャッチコピー</sup>謳い文句」が〈パロディ：批評〉されたからといって、執権党の実務代表者〔自民党幹事長〕が向きになって政治的な圧力をくわえる現象はまさしく、自由民主党という支配政党の資質劣化：末期的症状をうかがわせるものである。

考えてもみよ。パロディ作家が歯牙にもかけないような総理大臣〔公党の標語：<sup>キャッチコピー</sup>謳い文句〕ならば、もとより、そんな人物を一国の元首に選んだ政党や国民のほうがよほど愚かだ、といえないか？ いうならばむしろ、その〈パロディ：批評〉の中身がどうあれ、自民党選挙用〈標語：<sup>キャッチコピー</sup>謳い文句〉が注目＝catchされたことじたい歓迎すべきなのである。この程度の度量：余裕すら備えていない狭量な執権党およびその幹部たちに、はたして、存在価値があるのかと懸念される。

前出の天木直人は、「自民党はもう終わった政党なのだ。死に体の自民党というゾンビの上に、徒花を咲かせ続けているのが今の小泉首相なのだ。そんな男に面従腹背するくらいなら、政治家をやめてしまえ」とまで、いつてのけた<sup>14)</sup>。

天木は既述のように、ブッシュ大統領への忠義立てを本位に行動する小泉純一郎を、浅薄・冷血とも非難していた。

---

14) 天木『さらば外務省－私は小泉首相と売国官僚を許さない－』237頁。

ここで、半世紀近くもまえの話題に触れておく。

1960〔昭和35〕年7月15日の岸 信介内閣総辞職をうけて、7月19日内閣総理大臣に就任した池田勇人内閣が発足、「寛容と忍耐」を掲げ、「所得倍增計画」を打ち出した。同年11月20日の第29回総選挙に先立ち、自民党のテレビCMに登場したさい池田首相は、「私は嘘は申しません」と放送した。この発言は「所得倍增」とともに一躍流行語になった。

当時、池田政権に対峙する野党や一般の批評家が、池田内閣は「不寛容と非忍耐」の政権であり、「嘘を申す」のが池田勇人だと批判・揶揄したからといって、自民党関係筋がそれに撤回の要求を突きつけたかどうか、ということである。もっとも、この話は実際にあったものではなく、仮想である。だが、民主主義的政治体制のもとで「寛容と忍耐」の性格やありかたを考えるうえで、参考となる〈想定の話〉である。

有事体制という名のもとに戦争態勢を発動する国家はいつも、言論・マスコミの自由な活動を圧殺してきた。最近におけるその歴史的な実例は、2001年9月11日の同時多発テロ事件をきっかけに、アメリカが国内外に対してしめしたヒステリックな様子を思いおこせば、ただちに理解できる。たとえ、民主主義体制を先進的に構築してきたつもり国家でも、非常事態の名目のもとに、「言論・表現の自由」のみならず「思想・信条の自由」まで平然と抑圧するのである。

### 3) アメリカ覇権主義の特徴

大西 広『グローバリゼーションから軍事的帝国主義へ—アメリカの衰退と資本主義世界のゆくえ—』（大月書店、2003年）は、日本のアメリカに対する度の過ぎたお人好しぶりを、こう警告している。

長期的なドル安傾向のもとでは、世界資金がアメリカに集まらない。だが、それではアメリカ経済が破綻してしまうということで、日本の対米投資が旧大蔵省の行政指導をうけるかたちで銀行業界に強制された。その結果再び、日本の銀行業界に巨額の損失が生まれた。1985年のドル暴落では、計3兆5千億円の差損が生じている。国民1人当たりにして3万円となるこの巨額の損失が、直接には日本の金融機関に生じた。この意味では、日本の対米追随路線も、その「利益」を「不利益」が上まわる段階にそろそろ入っている。

巨大な衰退国家と生死をともにする路線への批判が広がりつつあるのには、そうした事情がある。納税者＝国民との支配層との矛盾をともしつつ、この過程が進行している<sup>15)</sup>。

関岡英之の指摘する日米関係問題については、山本尚利『日米技術覇権戦争』（光文社、2003年）がさらに、アメリカ覇権主義の執念深さとしての的確に説明している。山本は、アメリカ覇権主義者を具体的には、時の大統領政権中枢・国防総省などの連邦省庁の戦略エリートをふくむ「アメリカ連邦政府の国家戦略エリート集団」にみいだし、広義には、アメリカの軍政産官学の複合体だという。その骨子を紹介する。

- a) その複合体は固定的集団ではなく、共通の使命・危機認識をもった非公式集団であり、必要に応じて自然発生的に生まれる。彼らはそろって自由民主主義信奉者であり、

---

15) 大西 広『グローバリゼーションから軍事的帝国主義へ—アメリカの衰退と資本主義世界のゆくえ—』大月書店、2003年、147-148頁。

アメリカの国益追求を最上位の使命と考えている。彼らはだから、日本国家や日本企業の行動がアメリカ国益に脅威を与えると認識するや否や、またたく間に、対日攻略エリート集団と化すのである。彼らは、平時には民主主義者を標榜しながら、有事には民主主義より国益遵守を優先する。そして、国益のまえには、あらゆる行動は正当化されると考える傾向が強い。

- b) ただし、この件については彼らのあいだで多少個人差がある。彼らが対日攻略エリートに変身したときは、日本からみてジキルとハイドのように二面性をみせることがある。それは、世界のリーダー国家にふさわしい民主主義的正義感の側面〔ジキル〕と、覇権主義を振りかざす威圧的側面〔ハイド〕である。そこで、多くの日本人は親米派か反米派に分かれるのである。アメリカのジキルの面を体験した日本人は親米的となり、ハイドの面を体験した日本人は反米的となる。
- c) 1980年代後半より開始された軍政産官学複合体で形成されるアメリカ覇権勢力の対日攻略が、あまりに奏功した結果が、バブル経済破綻後に現象してきた日本国内における経済秩序の混乱、社会不安の増大であった。アメリカは、敵ながらみごとな攻略をおこなった。しかも、多くの一般日本人は、アメリカの対日攻略性がよくみえていない。その証拠に被害者意識がほとんどない。
- d) どうして日本企業あるいは日本人は攻略されやすいのか。そのわけは、イ) 日本人社員が一般的に欧米型自由民主主義原理がわかっておらず、ロ) 海外ビジネスの危機管理<sup>リスクマネジメント</sup>が苦手であり、ハ) 日本では少ない訴訟マフィアにも不慣れである、などが攻略されやすい原因である。
- e) アメリカが戦後すぐに本気で対日攻略を発動していたら、日本の黄金時代はなかったかもしれない。戦後のアメリカは、1991年にソ連が消滅するまで、共産主義対策で対日攻略に専念する余裕はなかった。日本の一時の成功は単に、アメリカが日本を軽視していたおかげである。思いあがってはいけない。戦後日本経済の高成長は〈鬼の居ぬ間の洗濯〉<sup>ラッキー</sup>、単に幸運だったにすぎない。
- f) 現在〔2003年〕の構造不況は、日米経済戦争敗戦の結果である。その原因となった1980年代の政官財における日本指導層の対米防衛戦略の失敗にある。もし、当時の日本指導層が謙虚に名著、戸部良一・ほか5名『失敗の本質』（ダイヤモンド社、1984年）をうけとめていたならば、今日の日本の苦境は大幅に軽減されていたにちがいない。
- g) 今日の欺瞞的な、戦後日本の自由民主主義体制の本質は、アメリカ大学留学歴をともに活かさない日本の産官学秀才エリートが日本型封建制度の構造的な問題点をみてもみぬ振りをしてきた、すなわち、その制度の蜜を堪能しながら、グローバル化社会に擬装適応するために西欧自由民主主義のおいしいところだけつつまみ食い（チェリーピッキング）してきた姿勢に起因するのであった。日本のエリートがアメリカ連邦政府の悪知恵指導層から、思うがままに手玉にとられる原因は、日本のエリートが、彼らから内心では馬鹿にされているためである。
- h) 丸山眞男が喝破したように、日本の戦後権力構造の実態は紛れなく前近代的な封建体制である。この体制は幸運にも、1960年代から1970年代にかけてアメリカ後追い型の高度成長をもたらしたものの、1990年代グローバル競争激化で化けの皮を剥がされ



て制度疲労を起こしてしまった<sup>16)</sup>。

— 負の歴史はなおも繰り返されるのか。それとも、過ちの歴史に学び、現状のようなまずい事態をこれ以上悪化させないように事前に予防、改善できるのか。この国の現状は非常に危うい状態である。

寺島実郎『脅威のアメリカ 希望のアメリカ』（岩波書店、2003年）は、21世紀になり実感したことをこう表現している。

私は米国、欧州、中国と動き回ってきた。強く実感したのは、「縮む日本」であり、日本の存在感が小さくなっていく傾向である。経済的な低迷・苦境にあるというだけではない。米国への過剰依存のなかで金縛りにあい、主体的に行動しようとしないうる日本への失望と軽蔑が広がっていることを感ずる。日本人の中には、イラク戦争での米国支持によって「日本は勝ち組に入った」と認識している人もいるようだが、とんでもない誤解である。中国との対比でイメージーションを働かせば理解できるはずである。

狂気に満ちた時代だからこそ、筋道立った思考が要る。日本の進路を考える場合にも、怒りや短絡を抑えた冷静な判断が求められる。同時多発テロへの対応にせよ、構造改革の進め方にせよ、実は根底で繋がっており、政策思想が問われていることに気付く。混濁した思考を脱し、政策思想の基軸を確立しない限り、惨めな漂流が待ち構えている<sup>17)</sup>。

かつて、大東亜〔太平洋〕戦争が終わったとき、「日本は世界に冠絶する国」、そして「世界の強大国」などといわれ、教えられてきた歴史が虚構の代物であったことをしった<sup>18)</sup>。それから60年以上が経過した現在、防衛予算額はダントツのアメリカに次ぐ規模なのだが、そろそろ「経済大国」の空洞化が懸念される最近情勢のなかで、日本という国はいったい、どこへすすもうとしているのか？

日本が自国の利益を第1に考えるなら、「日本12歳、アメリカ45歳」の比喻（！）で表現され、半世紀以上もつづいて〔とどまって〕きた日米間の軍事的 - 経済的関係の現状に抜本的な改変をくわえ、早急に克服することが望まれる。

日本帝国が12歳以前だった（？）とき、ある哲学・倫理学者は、米英両帝国の歴史的な本質をこう表現していた。

彼らは正義の名の下に土人を駆逐し、殺戮し、奥へ奥へと新大陸を開拓して行った。これは基督教の名の下に土人を殺戮した代りに改宗した土人と融合し始めたスペイン人よりも、遙に冷酷、無慈悲で、また悪辣であった。が彼らはそれを堅実として誇ったのである。アメリカ大陸でアングロ・サクソンの国のみが強大な国家となった所以はこの堅実性に存すると云はれるが、それこそまさにホブズの性格に他ならない<sup>19)</sup>。

イラク侵攻をおこないサダム・フセインを捕え、死刑に処した米英の軍事行動は、21世紀的な両国の覇権 - 帝国主義を体現し自国の利害を堅実にするためには、「冷酷、無慈悲

---

16) 山本尚利『日米技術覇権戦争』光文社、2003年、a) b)で 22-23頁、c)61頁・62頁、d)146頁、e)178頁、f)179頁、g)192頁・189頁、h)192頁。

17) 寺島実郎『脅威のアメリカ 希望のアメリカ』岩波書店、2003年、137頁、116頁。

18) 三根生久大『日本の敗北 - アメリカ対日戦略100年の深謀 -』徳間書店、2002年、309頁。

19) 和辻哲郎『日本の臣道 アメリカの国民性』筑摩書房、昭和19年、57頁。

で、また悪辣である」ことをいとわない、両国の政治外交的な体質を物語っている。

## 結 章 問題のありかー戦争と学問：有事法制と社会科学ー

### ①「過去の教訓」

筆者は、2002年10月に公表した自著「本文の末尾」で、過去において〈戦争の時代〉に  
対峙させられた日本の経営学者の学問営為がどうあったかを踏まえ、最近の、学問に対す  
る社会科学者の理論的姿勢を危惧し、こういつてみた。

反学問的・非科学的な言辞を簡単に学者たちに吐かせた戦争という政治経済社会的現  
象の異常さ・恐ろしさは、けっして過去：昨日の出来事に終わっていない<sup>1)</sup>。

1937〔昭和12〕7月日中戦争を開始した日本は、「北支事変→支那事変」と称する「本  
格的な戦時体制」に移行していった。翌年1938〔昭和13〕年5月5日「国家総動員法」が  
施行され、この時期以降、日本の経営学者たちの公表する著作は、「戦争の時代」の雰  
囲気を色濃く反映していくのであった。当時すでに、社会科学者に従事する経営学者は、  
正面だつて体制批判の観点を打ちだせない状況にかこまれていた。戦争に反対する態度を  
採ることがほとんど不可能な、そういう時代であった。

本項の冒頭でも言及したように結局、「戦時中の多くの経営学者が犯した戦争協力への  
誤り」、すなわち、「経営学者の中からも多くの戦争協力者を出し」、「経営学者の99%が  
この誤った道を歩いたという苦い歴史的経験」は、「衆知の事実」である〔海道 進, 19  
87年・1989年。日本経営学会編, 経営学論集57・59「編集後記」より〕。しかし、斯  
学界においてはいままで、この事実を学史的に吟味・検討した形跡がない。いまもって、  
斐 富吉『日本経営思想史ー戦時体制期の経営学ー』（マルジュ社, 1983年）が唯一の  
関係文献である。

戦時体制期の最中に日本の経営学者は、「経営学の構想」としての「戦争翼賛的な理論」  
を、真正直に提示していた。以下にごく一部だが、その書物〔単著〕を例示する。

・池内信行『経営経済学序説』（学生版）巖松堂書店, 昭和15年7月。

本書は『経営経済学と社会理念』（経営経済学序説, 第1分冊）昭和12年, 『経  
営経済学の認識対象』（経営経済学序説, 第2分冊）昭和14年, 『経営経済学と国  
民経済学』（経営経済学序説, 第3分冊）昭和15年にそれぞれ公刊の分冊を, 昭和  
15年に合本したものである。

・村本福松『経営経済の道理』文雅堂書店, 昭和17年7月。

・高宮 晋『企業集中論』有斐閣, 昭和17年4月。

・野田信夫『工業経済新論』ダイヤモンド社, 昭和18年7月。

・藤林敬三『勤労と生活』慶応出版社, 昭和19年10月。

・増地庸治郎編『戦時経営学』巖松堂書店, 昭和20年2月。

前段に氏名の出た海道 進はまた、戦争の時代において「現象の本質を把握しえず」「時

---

1) 斐 富吉『満洲国と経営学ー能率増進・産業合理化をめぐる時代精神と経営思想ー』日本図書セン  
ター, 2002年, 624頁。

流に迎合し、「似而非学者であった」「〔経営〕学者の方が誤りを犯し」と、厳正な批判をくわえていたが、戦時経営理論の呈していた惨状は、以上の著作をひもとけば一目瞭然である。

## ②「現在の課題、思想的問題」

われわれは、現在の問題にすすまねばならない。

2004年6月に成立した『有事関連3法』は、「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」、「安全保障会議設置法改正」、「自衛隊法改正」であり、やはり2004年6月に成立した『有事関連7法』は、「外国軍用品等会場輸送規制法」、「米軍行動円滑化法」、「改正自衛隊法」、「交通・通信利用法」、「国民保護法」、「国際人道法違反処罰法」、「捕虜等取り扱い法」であった。

むろん、20世紀半ばまでにおける時代状況と21世紀初頭のそれとは、だいぶ異なっている。つまり、日本帝国主義時代におけるアジア侵略の軍事路線か、それとも、今日のアメリカ一国覇権 - 帝国主義に盲従する日本国政府の軍事的立場かという相違がある。けれども、もしも今日において有事法制が発動されるさいには、戦前〔戦中〕に国家総動員法が発動されていたものに酷似した状況が再現するはずである。

戦争の時代における学問展開は、経営学者の99%が過ちを犯していた。

ここで、現在の有事法制が実際に発動される事態が生じたと仮定する。

そして、日本領土内で非常事態＝戦争状態が一定期間継続する状況になったとする。このとき、「社会学者である経営学者」も、有事＝戦闘遂行態勢に対面させられるのである。

この有事法制の現実的適用に対して経営学者が疑問を抱くにいたったばあい、はたして、真正面より批判できるかという問題を想定しておかねばならない。

西原博史『学校が「愛国心」を教えるとき－基本的人権からみた国旗・国歌と教育基本法改正－』（日本評論社、2003年）は、つぎのように論及しているが、昨今の経営学者がこれを、会社経営の場における問題として把握できているかどうか疑問を残すのである。

「国旗・国歌法」は、国会の多数決で、天皇制イデオロギーを掲げて国民に忠誠を要求する働きかけにお墨付きを与えた。長く封印されていたこの法制化の箱を開けたことで、個人を押しつぶすさまざまな厄災や、そこに起因する苦悩、悲歎が世に放たれた。

「君が代」を歌うことは、信仰告白としての意味をもつ。そうした信仰告白行為が自分のよって立つ思想・信条と相容れない者にとって、国歌斉唱の強制は、内心における思想・良心を直接に侵害し、人格的自律の基盤を破壊する。したがって、そうした行為が強制されてはならない。具体的には、子ども・親は国歌斉唱を拒否する権利をもち、この拒否権を行使したことでなんらかの不利益を被ることがあってはならない<sup>2)</sup>。

企業社会という「世の中」に入ることになり、会社・工場の門をくぐると、そこには「憲法と民主主義はない」といわれる。企業経営体は、内的な規程をしつらえ独自の強制力を

---

2) 西原博史『学校が「愛国心」を教えるとき－基本的人権からみた国旗・国歌と教育基本法改正－』日本評論社、2003年、56頁、34頁。

もって、労働者に対して特定の労働規範の遵守を迫る。それは、学校教育現場におけるものとは次元を異ならせる形式と実質をたずさえており、従業員に現実には押しつけられる強大な権勢を意味する。

市民社会の内部に目を移すとき、第1にわれわれが問題にすべきなのが、企業の問題である。というのは、日本社会は会社国家と言われてきたように、会社が個人の生活をあり方を決定してきたからであり、しかもそれは個人の権利侵害と結びついていた。まさに憲法原理が会社の中まで及ばないという現実が、長く続いてきたのである<sup>3)</sup>。

経営学という研究領域は、そうした困難な制約を克服するための学問形態として「企業倫理学」を形成させたが、現実の企業体制は会社法人内の倫理問題が深刻な様相を呈していることを教えている。〈会社内「思想・良心の自由」侵害〉をはじめ、〈セクハラ〉や〈内部告発〉、〈ITサービス残業〉、〈過労死〉などの問題がその具体的な課題である。

有事法制が発動されるとしたとき、その法律適用の対象となった会社、そしてとくにそこに所属する従業員は、憲法で保障されている「思想・良心の自由」(第19条)どころか、憲法においてそのほかに保障されているはずの諸権利も、実際では、排除、侵害、否定されることになるだろう。

### ③「現在の課題、理論的任務」

研究者にとってはとりわけ、「学問の自由」(第23条)が問題となる。戦争中は、ほとんどの経営学者が、否応なしにまちがった学問を展開していた。そのことは当時、「学問の自由」が保障されていなかっただけでなく、真実を語り、現実を批判することが許されない研究環境にあったからである。

戦時体制期において旧日本帝国は、国家総動員法を円滑に発動させるために、国家意識を昂揚させようと「日本精神」論を国民に強要した。当時、経営学者が描いてきた言説の軌跡は、個人的な意識の次元においては誰に強制されたという具体的な確証を残さないまま、「国家ファシズムの方途」へ転じていった。

敗戦後60年以上が経過した現在、日本国政府はその代わりに「攻撃的に外に向かうナショナリズムと、自分の住む土地への愛着を基盤にしたパトリオティズムを峻別し」ないで、「両者の意図を混交」「あいまい化」させる方向をとりながら<sup>4)</sup>「愛国心」を涵養させることをもくろみ、教育現場では若者に対して「国旗・国歌法」を強制している。

研究者は、学問に従事する自分たちを囲繞する現実世界において、顕著な変質・異常が生じたことを認識しなければならない。有事法制の発動はただちに、「学問の自由」を侵害する危険の発生を意味している。

この国は、平和憲法第9条を完全に形骸化した。アメリカ「帝国」に追随するかたちで、自衛隊を本格的な軍事運用に提供している。それも、アメリカの世界戦略のために利用さ

---

3) 碓井敏正『グローバル・ガバナンスの時代へーナショナリズムを超えてー』大月書店、2004年、120頁。

4) 大江健三郎「あらためて『窮境』よりー教育基本法、憲法のことー」『世界』2004年8月、57-58頁参照。

せている。現に有事法制が施行された。有事事態が発生したさい、学問上あるいは理論的にこの法律運用に反対したり反論したりすることは、そして、実践 - 具体的に反抗したり妨害したりすることは、それ相応の覚悟を要する。

経営学の研究対象である会社 - 産業は、有事法制の発動にさいしてその戦闘行為にかかわるのであれば、あらゆる法的な制約と強制をうける。有事法制そのものに潜む、またこの法律の発動にともない予想される〈国家主体の横暴性、軍事作戦の暴力性〉は、事前に十全に批判されるべきである。それだけでなく、有事法制そのものの改廃めざし、その意志表示につながる学問活動が、実際行動的に必要である。

読者はもしかすると、筆者が議論する「日本精神論」「有事法制」について、なにゆえ、このように内容を取りあげるのか疑念を抱いたかもしれない。しかし、問題の核心は、「有事法制」を仕上げるための一環に位置づけられた、「日本精神論」の今日的再生が意図されている現状にも、みいだすべきである。

#### ④「憲法第9条を否定した有事法制」

碓井敏正『グローバル・ガバナンスの時代へ—ナショナリズムを超えて—』(大月書店, 2004年5月)は、19〈99年体制〉の問題を「国家権力による人権抑圧の可能性」と表現している。

1999年は人権にとって憂慮すべき法律が矢継ぎ早に成立した。新ガイド・ライン法〔周辺事態措置法〕、国旗・国歌法、通信傍受法〔いわゆる盗聴法〕。2002年8月から施行された住基ネットは、国民の情報を一元的に管理する危険性をはらんでいる<sup>5)</sup>。碓井の同書が触れていなかった「有事法制関連法案」は、2004年6月には成立していた。

小林直樹『憲法第九条』(岩波書店, 1982年)は、四半世紀もまえに公刊された著作であるが、「有事体制〔法制〕」の危険と反憲法的性格を的確に解説していた。

- 「有事立法」体系は、立憲民主制を根本的に変質させるおそれ大きい。
- 「有事立法」の「整備」は、憲法の平和主義を決定的に空洞化し、軍国化への傾斜を強める。
- 「有事立法」体系は、人権および国民生活に対する現実的脅威である。
- これまでの内外の経験に照らせば、「有事立法」には、乱用・誤用の可能性が少なくない。

小林は「国防論者」の「狭い閉鎖的思考の危険」を、こう具体的に批判する。

第1に、「国の安全」の確保、それももっぱら軍事的防衛しか念頭にない「国防論者」のおちいりやすい大きな危険がある。それは、国防議員が国民の福祉や教育を押しつけて、軍備の充実を求めたり、高価な新兵器ばかり欲しがる「軍人」が、現に公害の脅威にさらされている国民生活の“防衛”とか、国の財政難の問題とかをまったく考えないことなどに、その典型的な例が現われている。

目先の「国防」力増強に狂奔するような国では、真っ先に災厄を蒙るのは国民である。そこでは「国防」目的が他のあらゆる価値に優先するから、国民をすべてを捨てて、国家

---

5) 碓井『グローバル・ガバナンスの時代へ』117-118頁。

の奉仕するように強制される。彼らは軍人の命令や指導にしたがって、家で“欲しがりません、勝つまでは”と唱和させられ、工場や戦地では文字どおり「滅私奉公」を誓わされる。戦前の日本はまさにそうした国防国家の典型であった。

第2に、「制服」組をはじめとする国防論者が権力を握るようになると、国家有事の折には“祖国防衛”のために「命令一下欣然として死地に投じ、黙々として献身服行の実を挙ぐる」（『戦陣訓』）よう、国民の求めることになる。敵と戦う非常時に「没我協力」する気持をもたない者は、“非国民”とみなされ、悪くすると“反逆者”として牢獄送りのひどい目に遭わされる。芸術も科学も、文学も思想も、戦争に役立つかぎりでのみ認められ、反戦や反国家の言論はいっさい封殺される。

そうしたなりゆきは、日本人が戦争中に嫌というほど味わされたことだが、国防論者が勢威を振るう軍事国家では、どこにでもみられる共通の現象である。軍事目的を第1とする国家は、まっすぐにそういう方向に動いていくのがふつうだといってよい。

第3に、「制服」組の専門性が幅を利かす「非常時」には、有事立法が要請され、そのもとでは軍は文民支配の枠を越えて、みずからが国民を総動員する主人公になろうとする。“敵に勝つ”ための軍事合理性を追求していけば、結局はそういうことになる。いっさいの政策を戦争本位に考えれば、軍みずからが国の組織や機能を有事即応の総動員体制に編成しなおそうと欲するのも、当然である。

結局、国防論者の主張をいったん認めはじめると、民主主義は無限後退を余儀なくされ、ついにはこうした軍人〔→「暴力人」（ライト・ミルズの表現）〕の支配に到達することを、覚悟しなければならない。これは「自由な体制」を守ろうとする者にとって、悲劇的な矛盾である。

第4に、巨大な戦闘組織としての軍がもつ、ふたつの本性的な傾向に注目する必要がある。

ひとつは、軍の自己目的化の傾向である。国の政策の第1順位に「国防」がおかれる状態になると、軍人たちはみずからが国の中枢であると考え、やがては手段であるはずの軍そのものの強盛を、国の最高目的とみなすようになりやすい。

ふたつは、軍の自己増殖化である。軍人が自負心と自己中心意識をもちだすと、軍と国家の栄光は同一化され、軍事拡大が国の目的とされ、軍の肥大化はとどまるところを知らなくなる。そして、軍事拡大を推進した政治・経済・文化の諸勢力にとっても始末に悪い、暴力的な怪物が国の中枢部を占拠してしまうと、少なくとも立憲民主制をとる国はそこで死滅したも同然になる<sup>6)</sup>。

だから、小林直樹に倣っていうならば、戦前・戦中期に「満州事変」を起こし日中戦争に入ったのちの日本帝国は、大正デモクラシーと称された〈政治的残像としての民主主義〉さえ死滅させた、いいかえれば、民主主義の「無限後退」を完全に済ませたような時代状況にあった。

すでに海道 進の表現を借りて描いたように、当時の学問全般がいかに抑圧された状態にあったかは、経営学者のばあいその「99%」が国家＝軍部に阿ねる学問・理論しか展開

---

6) 小林直樹『憲法第九条』岩波書店、1982年、176-180頁、165-169頁参照。

できなかったことにおいても、明らかである。残りの「1%」の経営学者はどうであったかということ、投獄の目に遭い、死地をさまよう体験をした。たとえば、北川宗蔵、上林貞治郎。

2004年6月に成立した「有事法制」の現実的な危険性は、社会科学である経営学、すなわち、兵器生産にたずさわる重化学工業企業〔「死の商人」〕を、真正面から研究対象にするこの学問にとって、たいへん身近なものである。戦時体制期に軍国主義からうけた「思想・良心への圧迫」、「学問・理論への制約」をすべて忘れてしまうのでなければ、昨今の有事立法が経営学の科学的視点・批判的分析の立場に、必らずや与えるだろう〈負の〉影響〔「始末の悪い」効果〕を危惧しないわけにはいかない。

#### ⑤「住基ネットと有事体制」

安藤弥一は、住民基本台帳の制度問題に関してくわしい議論もおこなう論者であった。安藤は、今日生きていけばまちがいなく、IT時代に構築された住基ネットに大賛成の人物である。

太田晴雄『「新円切替と預金封鎖」国民資産収奪計画が始まった』（徳間書店、2004年）は、2002年8月5日に導入・利用されはじめた住民基本台帳ネットワーク〔略称、住基ネット〕に言及している。

住基ネットは絶対に国民のプライバシーを暴くものではなく、個人情報に外に漏れるようなことはなく、官僚をそれを行えば、重く罰するということで安心してもらいたいというのが賛成派の言い分だった。しかし、〔20〕02年当時の片山〔虎之助〕総務大臣は絶対に総務省、国税庁などとは結びつかないものであると説明していたが、その年11月にはもう税務署と結びついていることが判明しまったし、翌〔20〕03年8月25日には調査項目が前年の4倍近くの270項目に増えていて、各省庁はさらに項目を充実させるのだといった。

舌の根も乾かないうちにというのがぴったり当てはまるのが、当時の片山総務大臣の言葉だった。〔20〕04年8月にはさらに対象項目が増加し、ほとんどの国民のプライバシーは裸も裸、一糸まとわぬ素っ裸になる。行政当局にとってはこんな便利な道具はない。国民の誰でも〔11桁の〕背番号を入力すれば、どういう人間でどういう所得があり、税金はどのくらい納めているか、犯罪歴はどうか、交通違反は何度やっているかすべて分かる<sup>7)</sup>。

住基ネットを批判してきたジャーナリスト櫻井よしこは、同「法案の推進者は官僚たちに他ならないのだ。世論の強い反対にもかかわらず、永田町の議員を説得して回った官僚たちこそが、メディアを規制し、国民を管理し、民主主義の力をそぎ落としていこうとしている」。しかも、「全員に振られた11桁の番号の下に個人情報が集められ、市区町村から都道府県、地方自治情報センター、そして国へと、国民の情報は吸い上げられていく。吸いあげられた情報は、……行政機関間で使い回されていくものだ」と、その問題点を指

---

7) 太田晴雄『「新円切替と預金封鎖」国民資産収奪計画が始まった』徳間書店、2004年、208-209頁。

〔 〕内補足は筆者。

摘した<sup>8)</sup>。

引用中に登場した片山虎之助という人物は、東京大学法学部卒業後、国家官僚から与党政治家、総務大臣になった経歴をもつ。総務大臣時代に片山が住基ネットを説明する姿は、口先〔舌先三寸の〕で日本国民を騙すことなど、なんとも思わない人間のそれであった。

「住基ネットができれば、どこにいても住民票をうけとることができ、たいへん便利な世界になる」。「だから、住基ネットの導入をぜひ理解してほしい」といったような説明を、総務大臣の片山虎之助は真顔でしていた。だが、それは、庶民を小バカにした一国大臣の詭弁だった。住基ネットの導入 - 実施以前にしめされていた諸批判に対して片山は、嘘で塗り固めたいいかげんないいわけを用意し切りぬける、という詐術を駆使してきた。

片山虎之助参議院議員のホームページをみるとプロフィール欄に、「『信なくば立たず』が政治理念の基本」という文句が記述されていた<sup>9)</sup>。政治家の基本理念など、どうせまやかしの謳い文句であり、せいぜい自党 - 政権のせまい利害にのみ忠義を誓う「信」でしかないことも、よくわかる。

ここで、断わっておく価値があるのは、当時の片山総務大臣は「官僚出身の国会議員」だったことである。ただし、櫻井よしこは、総務大臣になってからの片山をさらに、「問題意識を欠落させた大臣」であり、「目前に示された事実の意味を理解することもできない人物」だと、手きびしく批判していた<sup>10)</sup>。この批判がそのとおりだとすれば、1) 東大法卒 → 2) 国家官僚 → 3) 国会議員・大臣という経歴を歩んだ片山は、3) の段階ではすっかり無識者になってしまい、官僚たちに操られるロボット閣僚に仕上がっていたことを思わせる。

櫻井よしこはまた、「住基ネット」における個人情報のとりあつかいでは併せて必要不可欠だとされた、2003〔平成15〕年5月30日施行の「個人情報保護法〔個人情報の保護に関する法律〕」を、こうも批判していた。

情報を持つ側が、持てる情報を、本人の確認もなしにフルに活用することを合法化する個人情報保護法の制定は、この弱者と強者との立場の格差を拡大していくものだ<sup>11)</sup>。

要するに「住基ネット」は、国の行政機関において個人情報を統一的に管理するしくみである。

「有事法制」をこの「住基ネット」に直面させれば、すぐ想到できる軍事的問題がある。いうまでもなく「徴兵制」であり、「総動員」法制である。現政権を牛耳っている為政者たちの狙いは、明々白々である。

◎ 弁護士の梓澤和幸は、「個人情報保護法は現代の治安維持法だ」という表現は誇張の修辞ではない、と断定した。

◎ ジャーナリストの有田芳生は、小泉「ドンキホーテ」内閣が一瀉千里に制定しよう

---

8) 櫻井よしこ編著『あなたの個人情報が危ない！ - プライバシー保護とメディア規制 -』小学館、2002年、〔はじめに〕9頁、8頁。

9) <http://www.kantei.go.jp/jp/koizumidaijin/010426/02katayama.html> 2004年7月13日検索。

10) 櫻井よしこ編著『あなたの「個人情報」が盗まれる』小学館、2003年、〔まえがき〕14頁。

11) 櫻井編著『あなたの個人情報が危ない！』〔はじめに〕8頁。



としたのが有事〔戦争〕法制と個人管理体制の構築である。その具体的な網が個人情報保護法であり、住民基本台帳ネットワーク〔略称、住基ネット〕である。一言でいえば、「高度国防情報国家体制」の確立である。その底流に「国民に大きな網をかける」という官僚の発想がある、と論断する<sup>12)</sup>。

有事法制の考察においては、いつ導入されるかの論点はひとまずおき、「徴兵制」を視野に入れて議論したほうが、しごく自然なのである。住基ネットと個人情報保護法も実は、徴兵制の導入 - 運営に好都合な政治的条件を整備する。

なお、住基ネット導入を積極的に図る立場でこの制度を、技術的かつ好意的に紹介した著作、榎並利博『住基ネットで何が変わるのか』（ぎょうせい、平成15年）は、「住民基本台帳で日本人は管理されている」と語りながら、住基ネットを「国が勝手に使えるわけではない。他の目的で使おうという場合、国民の代表機関である国会の審議を経て、法律が改正されてはじめて使えるという手順になる」と断わっていた<sup>13)</sup>。

だが、前述の事実にも明らかなように、住基ネットを「国が勝手に使える」ことは、公然の事実である。関係官庁の国家官僚たちは、榎並利博のいいぶんなど「鼻であしらっている」はずである。すでに国は、法律の改正もなしに、しかも地方自治体の意向を差しおいて住基ネットを勝手に使いまわそうとしている。この点はもともと、国がもくろんでいた意図である。

榎並は、法律の改正によって住基カード〔ICカード〕の「交付が強制されたり、携帯が義務づけられることはない。あくまで住民の意思で使うカードである」とも断わっていた<sup>14)</sup>。だが、国家が国民に対して本当に狙っているところは、「住基カードの交付強制と携帯義務」にある。

日本に在住する外国人については以前より、外国人登録証の常時携帯義務、その違反への罰則規定がある。IT時代を迎えた状況のなか、2001年の9・11事件以降、とりわけイラクへの自衛隊派兵を契機にして〔2004年以降〕、日本国内でも、治安取締〔国内テロ対策〕の観点より個人〔個体：生体〕識別の手段確保が強く要請される時代になっている。住基カードは現在、希望者だけに発行されるだけであり〔携帯・利用は任意〕、それほど普及していない段階にある。だが、日本人全員が外国人並みに常時携帯を義務づけられるような事態がこない、などと甘く予断することは許されない。

榎並も触れていたように、「住基カードは、まさにIT時代のパスポートとしての位置づけとなっていく」のであれば<sup>15)</sup>、このパスポートがいつか、日本国籍人における「常時携帯用の身分証明証」に変身させられることは、国家の意思のなかに「折りこみずみの予定」なのである。

1980年代、外国人登録問題をめぐってとくに指紋押捺撤廃運動が起きたさい、日本人がわでは、自分たちとは縁遠い問題だと考えていた「外国人登録証の常時携帯・違反罰則」

---

12) 同書、〔梓澤和幸〕159頁、〔有田芳生〕126頁。

13) 榎並利博『住基ネットで何が変わるのか』ぎょうせい、平成15年、6頁、28-29頁。

14) 同書、49頁。

15) 同書、105頁。

関係の統制法規が、いまやきわめて身近なものとなった。日本国における外国人〔出入国〕管理体制の法制は、個人〔個体：生体〕識別管理の諸方法において早くから、外国籍人をモルモットあつかしてきた。日本人がその歴史に学ぶことは、いまからでも遅くない。

## ⑥「論争の意義」

奥村 宏『判断力』（岩波書店，2004年）は、たがいに議論 - 批判 - 論争をしようとしていないこの国の学究 - 研究者を、こう批難する。

自分で判断するためには、同じ問題について他の人がどのように判断しているか、ということを知る必要がある。……自分が考えている問題について他の人と議論する必要がある。ソクラテスではないが、他人と対話することによって正しい判断をすることができる。

その意味で論争するということは判断力をつけるために大切である。ところが日本では論争を喧嘩と間違えている人がいる。

戦後、言論が自由になり、論争も自由にできるようになった。ところが、自由になったためにそれぞれが勝手な主張はするが、論争はしなくなった<sup>16)</sup>。

日本経営学界の戦後史においては、記録に値する論争がなんだか起きている。しかし、最近「金持ちケンカせず」の風潮が強いせい、あるいはとりたてて問題意識をもてずその覇気もないせい、奥村の挙げていた「労働経済学分野における〈野村正實 対 小池和男論争〉」<sup>17)</sup>に類するものは、まったくといっていいほどみられない。ましてや、戦時体制期における経営学者たちの論説を、その時代史的背景を踏まえて批判的考察をくわえる学説史的な展開は、ほとんど皆無であった<sup>18)</sup>。

たとえば最近、経営学史学会第11回全国大会は統一論題に「経営理論における思想的基盤」を設定していたが、戦争の時代にあれだけやかましく高唱された多種多様な戦時経営理論の思想的基盤を、真正面よりとりあげる発表報告はなかった<sup>19)</sup>。筆者の立場にしてみると、隔靴搔痒の感をぬぐいえないものであった。

戦時体制期に展開された日本経営学史は、真正面からの議論も吟味も批判もくわえられ

---

16) 奥村 宏『判断力』岩波書店，2004年，177頁，179頁。

17) ここでは、奥村 宏が挙げている、野村正實『知的熟練論批判-小池和男における理論と実証-』ミネルヴァ書房，2001年，野村正實『日本の労働研究-その負の遺産-』ミネルヴァ書房，2003年を参照。ただし、小池がわの無反応を結果した論争である。

18) これは、筆者が「戦争の時代における経営学理論の思想的な展開」をめぐる、元満州国建国大学教授山本安次郎〔戦後は滋賀大学・京都大学・南山大学・亜細亜大学などの教授を歴任〕と論争をおこなったことを、除外しての話である。つぎの関係論稿がある。

・山本安次郎「経営学と哲学との関連について-裴教授の批判に答える-」，亜細亜大学『経営論集』第14巻第2号，1979年3月。なお、当時の、筆者〔裴〕の職名は助教授。

・裴 富吉「経営学と『行為の主体存在論』-山本安次郎教授の『反論』を考える-」，札幌商科大学『論集』第25号（商経編），1979年10月。

19) 経営学史学会編，経営学史学会年報第11輯『経営学を創り上げた思想』文眞堂，2004年参照。

ないまま、そこに内在させてきた深刻な思想史的課題を積み残してきた。むろん、戦争の時代に犯してきた明らかな理論面での錯誤、実践指導面での混迷をみなおす学問作業は、まったくといっていいくらいとり残してきた。したがって、日本の経営学者が戦時経営学史の現実からえた教訓・反省はなにもなかったひとしい。それゆえ、今後に向ける経営理論的な方向・展望においても、学問的に明るい希望をもてない状態にある。

有田芳生は前述で、戦時期の帝国日本が「高度国防国家体制」と呼称されたのをもちり、今日の日本社会にもたらされた時代状況を「高度国防情報国家体制」と表現した。いったいどちらが、より精緻に洗練され、より支配態勢的に強力になったかは、あえて指摘するまでもない。

政治学者福田歓一（元東京大学教授）は、「理論という言葉は、普通経験的な法則の中で最も抽象度の高いものを指しますが、ポリティカル・セオリーには、経験的なものと共に、モラル・サイエンスとしての性格が欠かせません。そこから批判精神が出てくる。戦前、戦中への批判の目が、戦後の政治学につながっていった」と、最近の学壇において「批判的な発言が減った」ことを危惧している<sup>20)</sup>。

結局、安藤弥一が戦後に展開した「経営改善」論は、「住基ネット」につながる論究まで与えていた。

「住基ネット」は「有事法制」に深い関連性を有する論点であった。有事法制の問題に触れることになれば、戦時体制期における工場管理問題、「日本の科学的工場管理」、「日本精神」への関連も明確に浮きでてくる。しかも、戦時の「日本精神」論をあつかえば、昨今の教育現場における「愛国心」の問題、「国旗掲揚 - 国歌斉唱」の今日的な強制の問題に話の筋がつながる。そして、以上に展示された諸論点は、時代と状況を超えて相互に有機的な関連性を構成していたことが理解できる。

戦時体制期における安藤流、「日本の科学的工場管理」用の政策論（ポリティカル・セオリー）が論及したはずの「日本精神」論（モラル・サイエンス）は、戦後の安藤においてまともに触れられていない。なぜならば、安藤はもともと、「社会科学としての経営学」的な立場、抽象的の高い理論＝法則的な認識を準備できていなかった。そのため、戦時限定的な「工場管理」政策論の発言に関した「日本の科学」性を用意できるはずもなかった。

安藤弥一の戦時「日本の科学的工場管理」に対する本稿の考察は、社会全般の重要問題を歴史本質面まで遡及させたかたちで、経営学の「最近における課題」に近接した問題意識をしめしたものと見える。

— 日本よ、いつまでも平和で穏やかな国であれ〔半藤一利、2004年6月23日〕。

—2004年8月15日 脱稿—

—2005年4月10日 加筆—

---

20) 『朝日新聞』2004年7月3日夕刊「風韻」欄、福田歓一「批判的な発言が減ったね」。

## 【英文要旨】

This treatise discusses the Japanese scientific way of guiding management improvement, as the history of management thought on the Japanese factory management. Especially, Author focuses on critical consideration involving the guiding principle of a management improvement doctrine during wartime. The history of Japanese way of scientific factory management demonstrated "Japanese spirit" which had acted on impulse in Japanese business world.

Management consultant having called it the "efficiency engineer" prewar days contributed much to the progress of industrial administration. We can find the name "ANDO Yaichi" of management consultant who played an active part in the history of scientific management of Japan after the war from prewar days.

This treatise draws and analyzes his activities in the history of industrial world. From the latter half of Taisho era, the management consultant [efficiency engineer] business of Japan which made UENO Yoichi, ARAKI Toichiro etc. prospered in Japanese industrial society.

At the time, ANDO Yaichi went to United States to study the theory and practice of scientific management. He had applied the technology in the spot of Japanese factory after a homecoming.

The historical outcome by ANDO can express many characteristics reflecting the industries in Japan.

- 1) ANDO worked in Niigata Tekkousyo after he was studying in America, and efficiency improvement instruction in the factory of this company has been performed.
- 2) ANDO conducted many manufacturing companies which were in charge of especially production of munitions.
- 3) ANDO had been given lecture on "industry management" in high technical school [Faculty of technology, Yamagata University, Yonezawa etc].
- 4) ANDO had applied the business use of office administration and the management system for an office efficiency.
- 5) ANDO had executed the office efficiency improvement in the direction of general management.

We emphasize the locus of management consultant ANDO Yaichi who has played an active part in the Showa era from the latter half of Taisho era.

ANDO has performed instruction which applies the theory and technique in the direction of administrative management from the viewpoint of factory and office efficiency.

Finally, An intention of ANDO who has guided the improvement in management efficiency about administrative affairs at large is more concretely realized with IT-izing of Japanese society.